

焼岳火山防災避難計画の改訂について（概要）

● 近年の活動における説明語句の修正

【理由】

語句の統一（活火山総覧等にあわせ）

【箇所】

P6 4・5行目「水蒸気噴火」→「水蒸気爆発」

● ケース1の細分化（ケース1-①、1-②）

【理由】

ケース1（水蒸気噴火のみで終了する活動）は、噴火規模により想定される現象や影響範囲が細分化できるため

【箇所】

P7（4）ア 10行目以降

● 焼岳噴火シナリオ及びケース図の削除

【理由】

大噴火、中噴火、小噴火の定義が定められておらず、気象庁でも使用していない語句であるため

【箇所】

P8 図3.1及び図3.2（説明文とともに削除）

● ケース1の細分化に伴う噴火規模の区分表記

【理由】

水蒸気噴火を噴火規模により分けて、「想定火口域から概ね1km以内に影響を及ぼす噴火」をケース1-①とし、「想定火口域から概ね2km以内に影響を及ぼす噴火」をケース1-②と表記するため

【箇所】

P9 ケース1（水蒸気噴火）の噴火規模、噴火事例、影響範囲枠

※詳細は以下

○詳細1 噴火規模の表現修正

【理由】

表現の統一

【箇所】

P9 ケース1（水蒸気噴火）の噴火規模枠（「想定火口域から概ね〇km以内に影響を及ぼす噴火」に統一）

○詳細2 現象の修正、追記

【理由】

ケース1-①、1-②において想定される現象を修正の上、分けて表記

【箇所】

P9 ケース1（水蒸気噴火）の現象枠

○詳細3 噴火事例の修正、追記

【理由】

ケース 1-①に 1962 年を、1-②に 1915 年を事例として表記

【箇所】

P9 ケース 1（水蒸気噴火）の噴火事例枠

○詳細 4 影響範囲の修正、追記

【理由】

ケース 1-①、1-②の影響範囲を整理、修正の上、分けて表記

【箇所】

P9 ケース 1（水蒸気噴火）の影響範囲枠

- ・ケース 1-①に 1 km 以内にある施設、登山道を表記
- ・ケース 1-②に 2 km 以内にある施設、登山道、道路を表記

● ケース 2 における現象の語句修正

【理由】

語句の修正、統一

【箇所】

P9・10 噴石、降灰、空振（爆風）、土石流・泥流

→噴石、降灰、空振、火砕流（または火砕サージ）、溶岩流、融雪型火山泥流、土石流、火口噴出型泥流

● ケース 2 における影響範囲の表記修正

【理由】

居住地域の表記統一

【箇所】

P9 ケース 2（マグマ噴火）の影響範囲枠（地名から河川流域名に表記統一）

● P10 におけるケース 1 説明の細分化

【理由】

これまでの修正にあわせて表記

【箇所】

P10 ケース 1（水蒸気噴火）の説明を 1-①、1-②に分けて整理

● ケース 2 における影響範囲の追記

【理由】

焼岳火山防災基本図における火砕流流下域は上高地を超え、坂巻温泉や沢渡まで亘ることが示されており、梓川流域にも影響していることが明白であるため

【箇所】

P10 ケース 2 の説明枠 2 項目目（梓川を追記）

● 火砕流による影響範囲における説明語句の修正

【理由】

火砕流の影響範囲であることを明確にするため

【箇所】

P10 ケース 2 説明枠内 3 項目目

（「火砕流による影響範囲は居住地域まで及ぶ。」とする）

● ケース 1 及びケース 2 の例にて用いる説明語句の修正

【理 由】

語句の統一（これまでの修正内容に合わせる）

【箇 所】

P11 図-6-1 及び図-6-2 内

● P11 の図における色の修正

【理 由】

噴火警戒レベルとの統一

【箇 所】

P11 図-6-1 及び図-6-2 内（レベル 1 及び 5 相当の箇所）

● 基本的な応急対策における説明語句の修正

【理 由】

令和 6 年度に改正したレベル 3 における対応の追加

【箇 所】

P11 図-6-1 及び図-6-2 内「基本的な応急対策」行
「想定火口から半径 2 km 以内への立入規制等」

→「想定火口域から概ね 2 km 以内への立入規制、観光客退避等」

● 噴火警戒レベルのリーフレット画像の修正

【理 由】

気象庁が改訂を行ったため

【箇 所】

P13・14（P15 記載のレベル 2 及びレベル 3 の想定される噴火現象の説明
文もリーフレット記載内容にあわせ以下のとおり修正）

レベル 2：

●小規模な水蒸気噴火が発生し、火口から概ね 1km まで大きな噴石が飛散

→●想定火口域から概ね 1 km 以内の範囲に大きな噴石が飛散するような噴火が発生、または予想される。

レベル 3：

●大規模な水蒸気噴火が発生し、火口から概ね 2km まで大きな噴石が飛散

→●想定火口域から概ね 2 km 以内の範囲に大きな噴石が飛散するような噴火が発生、または予想される。

● 焼岳観測点配置図の差し替え

【理 由】

気象庁 HP の焼岳観測点配置図の更新

「乗鞍岳（国）◆」追加、レイアウト修正

【箇 所】

P17 焼岳観測点配置図（気象庁 HP より、令和 5 年 12 月 1 日現在

→気象庁 HP より、令和 6 年 12 月 26 日現在）

● 5 防災・避難対応（各レベル）の表現修正

【理 由】

より適した表現への変更

【箇所】

P22 5 防災・避難対応（各レベル）3段落目

（「火山活動の活発化が認められている状態であり、」を削除）

（「火山活動の推移が不明確である」→火山活動の推移について見通しを立てることが難しい）

同4段落目

（予め定めてある→焼岳火山防災基本図で示す）

● 噴火警戒レベル1における想定される事象の語句修正

【理由】

「焼岳の噴火警戒レベル判定基準」に表現を統一

【箇所】

P25 想定される事象枠内1項目目

（「群発地震の発生」を「火山性地震が増加」に修正）

（※同様に、P28 火山の状況に関する解説情報（臨時）枠内も修正）

● 噴火警戒レベル2における想定される事象の語句修正

【理由】

判定基準に表現を統一

【箇所】

P32 想定される事象枠内1・2項目目

- ・大きな噴石が想定火口域から概ね1km以内に飛散する可能性
 - ・火山性地震の増加、火山性微動、山体の膨張等が観測されている
- （3項目目は変更なし）

● 噴火警戒レベル2における【噴石以外の注意現象】の語句修正

【理由】

正しい表記に修正

【箇所】

P32 【噴石以外の注意現象】

（「降灰、降灰後の雨による泥流、火山性地震による・・・」

→「降灰、降灰後の雨による土石流、火山性地震による・・・」）

● 噴火警戒レベル2における広報文の修正

【理由】

表現が曖昧（「退避が必要な地震を観測」したための広報という趣旨になっている）であるため

【箇所】

P34 最下段

避難が必要な地震の枠を、広報文とともに削除

● 噴火警戒レベル3以降における対応（明文化）

【理由】

レベルの引上げにより、その前までのレベルにおける対応も実施することを明文化するため

【箇所】

P42 最下段（P48（部分解除）、51（レベル4）、54（レベル5）も同）

「※上記はレベル2（3，4）の対応に加え必要となる」を追記

● 噴火警戒レベル3（部分解除）の説明文追加、修正、整理

【理由】

運用判断基準に記載されている「以下に該当する場合」は下段の「想定される事象」と同じであるべきだが表現が違っているため整理する。また、より適した表現への追加、修正を行う。

さらに「部分的な規制解除が可能という助言」という一文は、気象庁・火山専門家の役割を逸脱するという指摘を受けたため。加えて、退避中の火山活動の監視と変化が起きた際の退避中止も明文化する。

【箇所】

P46 先に「想定される事象」を例示し、「上記の[想定される事象]に該当する場合」と条件を付した上で運用の判断基準（手順）を示す。

また専門家からの助言については「火山活動が県道24号上高地公園線、国道158号、安房峠道路等への影響の可能性が低いものと」に替える。あわせて、「なお、退避中は気象庁等による嚴重な火山活動監視を行い、火山活動の急激な高まり等状況に変化がある場合には、速やかに退避を中止するものとする。」の一文を加える。

● 噴火警戒レベル4、5の対応に「情報の収集・伝達」を追加（明文化）

【理由】

レベル4、5における対応に「5.1.2（2）情報の収集・伝達」についての記載がないため明文化する

【箇所】

P53・P55

（（2）指定避難所一覧を（2）アとし、（3）各地区から指定避難所までのルート（避難路）を（2）イとする。その上で「（3）情報の収集・伝達 5.2 噴火警戒レベル（2）を参照」の一文を加える。）

● 噴火警戒レベル4及び5における対応の追加（明文化）

【理由】

以下記載の（4）～（14）においては、レベルの引上げにより、その前のレベルにおける対応も引き継いで実施することとなっているが、明文化していなかったため

【箇所】

P53（レベル4）・P55（レベル5）の章の末尾に追記

以下の項目については、5.2 噴火警戒レベル2（4）～（14）を参照

- （4）実施状況の集約
- （5）観測情報等の収集・提供、航空観測の実施
- （6）登山者等の避難誘導
- （7）入山者に対する注意喚起の実施
- （8）要配慮者等の避難準備
- （9）避難促進施設の避難支援
- （10）被災状況の調査
- （11）報道発表等の災害広報
- （12）情報の共有
- （13）降灰による土石流の緊急調査等の実施（既に噴火が発生している場合）

(14) その他

- 6 突発的な噴火が発生した場合 (2) 情報の収集・伝達の書き出し整理

【理由】

本項が「突発的な噴火が発生した場合」であるため、書き出しを統一

【箇所】

P56 (2) 1行目

- 救助・救難「活動基準の設定」における本文整理

【理由】

重複する語句が多いため、意味は変えずに本文を整理

【箇所】

P59 (3) 本文 (全体)

- 平時からの備え「要支援者への支援体制の構築」における本文修正

【理由】

語句の修正と役割の明確化

【箇所】

P65 (4) 本文 1行目